

船舶事故調査報告書

平成26年6月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年4月9日 09時00分ごろ～13時55分ごろの間）
発生場所	不明（島根県松江市所在の美保関灯台から真方位157° 3.3海里（M）付近～美保関灯台から真方位153° 7.5M付近の間）
事故調査の経過	平成25年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八沖丸 ^{おき} 、2.9トン TT3-7334（漁船登録番号）、個人所有 9.98m (Lr) × 2.68m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和63年8月28日
乗組員等に関する情報	船長 男性 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月28日 免許証交付日 平成20年11月14日 （平成26年10月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成25年4月9日09時00分ごろ、美保関灯台から157°（真方位、以下同じ。）3.3M付近において、ばいかご漁を操業しているところを僚船に目撃された。 本船は、13時55分ごろ、美保関灯台から153° 7.5M付近において、消波ブロックに無人で乗り揚げているところを付近の病院職員に発見された。 鳥取県漁業協同組合境港支所は、14時00分ごろ、鳥取県漁業協同組合淀江支所から本船船内に船長の姿がないとの連絡を受け、海上保安庁に通報した。 海上保安庁の航空機及び船艇並びに地元漁船により、船長の捜索が行われたが、発見には至らなかった。 船長は、5月8日、鳥取県米子市夜見町の海岸に漂着しているとこ

	<p>ろを発見され、死因は、溺死と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 6、視界 良好 海象：うねり 波向 北東、波高 約1.5m、 水温 約13℃（中国地方日本海側） 鳥取県境港市には、9日10時18分に強風注意報及び波浪注意報が発表された。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長の本事故当時の救命胴衣の着用状況は、不明であった。 本船の船体等の状況は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左舷外板に多数の破口を認めた。 ・ 操舵室左舷側甲板通路の幅は、約75cmであり、縦約45cm、横約62cmのばいかごが積まれ、通行ができない状態であった。
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、9日09時00分ごろ、美保関灯台から157° 3.3M付近において、ばいかご漁を操業しているところを僚船に目撃された後、13時55分ごろ、美保関灯台から153° 7.5M付近において、無人で消波ブロックに乗り揚げているところを付近の病院職員に発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が美保関灯台南南東方沖で操業していた後、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時に救助要請ができるよう、防水型の携帯電話を常時携帯することが望まれる。